

鳥取地方最低賃金審議会
第7回 鳥取県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和7年8月8日(金) 9時30分～11時20分 15時37分～17時40分		
開催場所	鳥取労働局 4階大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	(1) 金額審議 (2) その他		
議 事 要 旨			
<p>(1) 労使委員から、鳥取県最低賃金の改正について意見が述べられた。</p> <p>【1回目提示金額】 労側：1,087円(引上げ額：130円) 前提示額は1,100円(引上げ額：143円)。 使側：1,002円(引上げ額：45円) 前提示額から変更なし。</p> <p>【2回目提示金額(最終提示)】 労側：1,087円(引上げ額：130円) 前提示額から変更なし。 使側：1,002円(引上げ額：45円) 前提示額から変更なし。</p> <p>労使双方より公益委員見解に基づき審議したい旨の要望があり、時間額1,030円(引上げ額73円)とする公益委員見解を示したうえで採決したところ、全会一致による結審となり、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し答申した。</p> <p>(2) 事務局から、鳥取県最低賃金発行までの流れ、異議審の日程について説明があった。</p>			